

キュービクル式非常電源専用受電設備認定
キュービクル式高圧受電設備推奨

事務手続要領（抜粋）
（製造者用）

平成26年7月1日

一般社団法人日本電気協会

この事務手続要領は、キュービクル式非常電源専用受電設備認定業務及びキュービクル式高圧受電設備推奨業務に係わる、事務的な手続等の細目を定めた事務手続き要領から、キュービクル製造者に関する部分を抜粋したものである。

なお、各項目の番号は事務手続き要領と同番号を使用しているため、連番とはなっていない。

平成13年10月26日制定
平成15年 3月26日改訂
平成16年 9月28日改訂
平成17年 4月15日改訂
平成18年 2月23日改訂
平成20年 4月10日改訂
平成26年 7月 1日改訂

目 次

0. 用語の定義	4
2. 現場審査省略の理由書例について	4
3. 再審査の手続き等について	12
6. 更新手続きについて	12
7. 個別申込書類の留意事項について	13
10. (認定・推奨) 年月日について	14
11. (認定・推奨) 銘板の発注等について	14
12. 長期間在庫として保管している(認定・推奨) 銘板の取り扱いについて	14
15. 出荷報告書について	16
16. 本社・製造工場の移転及び住居表示変更, 社名の変更等の手続きについて	16
17. 社名の変更に伴う(認定書・推奨書)の再交付手続きについて	24
18. (認定・推奨) 取得製造者の分社・継承等に伴う手続きについて	26
19. 新規参入製造者について	26
20. 手数料について	26

0. 用語の定義

- (1) 本部 : 日本電気協会の技術調査室をいう。
- (2) 支部 : キュービクル業務を担当する日本電気協会の支部をいう。
- (3) 審査員 : キュービクルの認定及び推奨に係る審査員要綱に基づき登録された者をいう。
- (4) 製造者 : キュービクルの製造者をいう。

2. 現場審査省略の理由書例について

[認定規約第7条・推奨規約第7条]

[認定規約細則第5条・推奨規約細則第5条]

現場審査の省略の適用を受ける場合の「省略理由書」は、(例)-1 から (例)-6 に示す。

(例)-1-1 現場審査省略理由書

(認定規約細則第5条(1)・推奨規約細則第5条(1)によるもの)

(例)-1-2 現場審査省略理由書

(認定規約細則第5条(2)によるもの)

(例)-1-3 現場審査省略理由書

(認定規約細則第5条(3)によるもの)

(例)-2 温度試験省略理由書

(例)-3 雷インパルス耐電圧試験省略理由書

(例)-4 防水試験省略理由書

(例)-5 防雨形試験省略理由書

(例)-6 防噴流形試験省略理由書

※推奨規約細則第5条(2)及び(3)により、現場審査省略理由書を作成する場合は(例)-1-2及び(例)-1-3を参考に作成すること。

(例) -1-1

平成 年 月 日

〇〇電気株式会社

現場審査省略理由書

当該申込み機種につきましては、同時申込み機種のため、下記理由により（認定規約細則第5条（1）・推奨規約細則第5条（1））に定める現場審査の省略をお願いいたします。

記

[理由]

1. 主遮断装置による区分及び換気装置による区分が同一で、設置場所による区分のみが異なる屋内用のもの。
2. 主遮断装置による区分及び換気装置による区分が同一で、最大設備容量による区分が異なる換気性能の良いもの。

[申込状況]

申込機種	申込日	設置場所による区分	主遮断装置による区分	機械換気装置	最大設備容量(kVA)
現場審査実施機種	. .	用	形		
現場審査省略機種		用	形		
		用	形		
		用	形		
		用	形		
		用	形		

以上

(例) -1-2

平成 年 月 日

〇〇電気株式会社

現場審査省略理由書

当該申込み機種につきましては、下記により、認定規約細則第5条(2)に定める現場審査の省略をお願いいたします。

記

1. 過去5年間に於いて形式認定又は個別認定の機種を5件以上出荷している。
(別紙参照のこと。)
2. 当該申込み機種と出荷した機種は、認定規約細則第1条(第1条(5)を除く)に規定する区分と同一のものである。
(別紙参照のこと。)
3. 認定規約細則第5条(4)の(イ)から(ハ)を満足している。
(温度上昇試験, 雷インパルス耐電圧試験, 防水試験の省略理由書を参照のこと。)
4. 品質管理の国際規格ISO9001の認証又は、(一社)日本配電制御システム工業会の優良工場認定を取得している。
(登録証の写しを参照のこと)

以上

【別紙】

◆当該申込み機種

認定No.	出荷年 月日	設置場 所区分	主遮断装 置の区分	換気装置 の区分	最大設備 容量 (kVA)	幅 (mm)	奥行 (mm)	高さ (mm)

◆出荷実績【個別認定】○件

認定No.	出荷年 月日	設置場 所区分	主遮断装 置の区分	換気装置 の区分	最大設備 容量 (kVA)	幅 (mm)	奥行 (mm)	高さ (mm)

◆出荷実績【形式認定】○件

認定No.	出荷年 月日	設置場 所区分	主遮断装 置の区分	換気装置 の区分	最大設備 容量 (kVA)	幅 (mm)	奥行 (mm)	高さ (mm)

(例)-1-3

平成 年 月 日

〇〇電気株式会社

現場審査省略理由書

当該申込み機種につきましては、下記により、認定規約細則第5条(3)に定める現場審査の省略をお願いいたします。

記

1. 当該申込み機種と既を取得した形式・個別認定の機種は、認定規約細則第1条に規定する区分と同一のものである。
(下表参照のこと。)
2. 既を取得した形式・個別認定と認める期間の範囲は、形式認定は、有効製造期間を経過していない機種、個別認定は、5年間以内に取得した機種である。
(下表参照のこと。)
3. 認定規約細則第5条(4)の(イ)から(ハ)を満足している。
(温度上昇試験、雷インパルス耐電圧試験、防水試験の省略理由書を参照のこと。)

表 既取得機種と当該申込み機種との比較

	既取得機種	当該申込み機種
認定の種類・番号・取得日	個別認定 N〇〇〇〇号 平成〇年〇月〇日取得	形式認定
設置場所の区分	屋外用	屋内用
主遮断装置の区分	C B形	C B形
換気装置の区分	有	有
最大設備容量	950kVA	1000kVA 区分(751~1000kVA)
外形寸法	幅： 奥行： 高さ：	幅： 奥行： 高さ：

以上

(例) - 2

平成 年 月 日

〇〇電気株式会社

温度試験省略理由書

当該申込み機種につきましては、既取得（形式・個別）（認定・推奨）機種〔（共用）第〇〇号〕との換気性能を確認したところ、下記のとおり換気性能を満足していますので、（認定規約細則第5条（4）（イ）・推奨規約細則第5条（4）（イ））に定める温度試験の省略をお願いいたします。

記

	(共用) 第〇〇号 C B - 1000外有	当該申込み機種 C B - 1150外有
変圧器の総発熱量	18,851,000 [J]	30,022,600 [J]
有効換気口の面積	798,098 [mm ²]	1,314,598 [mm ²]
機械換気装置の台数	2 [台]	5 [台]
有効換気量 [m ³ /min]	28×2=56 [m ³ /min]	28×5=140 [m ³ /min]
α 値	$\alpha = \frac{18,851,000}{798,098}$ $\alpha 1 = 23.6$	$\alpha = \frac{30,022,600}{1,314,598}$ $\alpha 2 = 22.8$
β 値	$\beta 1 = \frac{18,851,000}{56}$ $\beta 2 = 336,625$	$\beta 2 = \frac{30,022,600}{140}$ $\beta 2 = 214,447$
結果	$\alpha 1 = 23.6 > \alpha 2 = 22.8 \quad \beta 1 = 336,625 > \beta 2 = 214,447$	

上記より、α 値、β 値共に比較対象機種は、当該申込み機種より大きいため換気性能を満足しています。

以上

(注) 「付録4 換気性能確認方法」に基づく換気性能計算書を添付すること。

(例) - 3

平成 年 月 日

〇〇電気株式会社

雷インパルス耐電圧試験省略理由書

当該申込み機種につきましては、既取得（形式・個別）（認定・推奨）機種〔（共用）第〇〇号〕と下記の（1）及び（2）が同一のため、（認定規約細則第5条（4）（ロ）・推奨規約細則第5条（4）（ロ））に定める雷インパルス耐電圧試験の省略をお願いいたします。

- (1) 主遮断装置による区分
- (2) 配線状態

以 上

(例) - 4

平成 年 月 日

〇〇電気株式会社

防水試験省略理由書

当該申込み機種につきましては、既取得（形式・個別）（認定・推奨）機種〔（共用）第〇〇号〕と下記の（1）及び（2）が同一のため、（認定規約細則第5条（4）（ハ）・推奨規約細則第5条（4）（ハ））に定める防水試験の省略をお願いいたします。

- (1) 換気装置による区分
- (2) 屋根構造及び箱体構造

以 上

(例) - 5

平成 年 月 日

〇〇電気株式会社

防雨形試験省略理由書

当該申込み機種につきましては、既取得（形式・個別）（認定・推奨）機種〔（共用）第〇〇号〕と下記の（1）及び（2）が同一のため、（認定規約細則第5条（4）（ハ）・推奨規約細則第5条（4）（ハ）に定める防雨形試験の省略をお願いいたします。

- （1）換気装置による区分
- （2）屋根構造（庇の構造を除く。）及び箱体構造（側面扉を除く。）

なお、防噴流形試験は下記理由により実施いたします。

- （1）庇の換気口構造が異なるため
- （2）側面扉があるため
- （3）その他

以 上

(例) - 6

平成 年 月 日

〇〇電気株式会社

防噴流形試験省略理由書

当該申込み機種につきましては、既取得（形式・個別）（認定・推奨）機種〔（共用）第〇〇号〕と下記の（1）及び（2）が同一のため、（認定規約細則第5条（4）（ハ）・推奨規約細則第5条（4）（ハ）に定める防噴流形試験の省略をお願いいたします。

- （1）換気装置による区分
- （2）屋根構造（天井フードを除く。）及び箱体構造

なお、防雨形試験は下記理由により実施いたします。

- （1）天井フードがあるため

以 上

3. 再審査の手続き等について

[認定規約第7条・推奨規約第7条]

[認定規約細則第4条・推奨規約細則第4条]

支部は、製造者から以下の様式に基づく再審査の申込みがない場合〔（形式認定・形式推奨）審査結果通知書（様式9）にあつては発行の日から1か月が経過した時点、（個別認定・個別推奨）審査結果通知書（様式10）及び（形式認定・形式推奨）一部変更審査結果通知書（様式11）にあつては発行の日から2週間が経過した時点〕には、申込書類を製造者に返却する。

- (1) 様式13 キュービクル式（非常電源専用受電設備形式認定・高圧受電設備形式推奨）
再審査申込書
- (2) 様式14 キュービクル式（非常電源専用受電設備個別認定・高圧受電設備個別推奨）
再審査申込書
- (3) 様式15 キュービクル式（非常電源専用受電設備形式認定・高圧受電設備形式推奨）
一部変更再審査申込書

6. 更新手続きについて

[認定規約第14条・推奨規約第15条]

[認定規約細則第8条・推奨規約細則第8条]

- (1) 有効製造期間中のキュービクルの更新申込可能期間の扱いは、次のとおりとする。
 - (a) 前提条件
 - ①製造者から支部が書類を受領した日を更新申込受付日とする。
 - ②偶数月に認定委員会を開催（予定）する。
 - ③有効製造期間満了の月までに委員会審査をすべて完了しない場合は、失効する。
 - ④委員会審査とは、認定委員会又は、推奨委員会での審査をいう。
 - (b) 更新手続き
 - ①有効製造期間満了前に、委員会審査をすべて完了するように手続きを行う。
ただし、有効製造期間満了日の同月に認定・推奨委員会が行われ、承認された場合は、失効扱いとしない。
 - ②更新の申込み手続きは、有効製造期間満了の7か月前から行うことができる。
（例）平成24年10月20日が（認定・推奨）の有効製造期間満了の場合、（認定委員会・推奨委員会）の審査は10月末までに完了し、更新の申込みは7か月前の3月から行うことができる。
- (2) 更新時の審査は次のとおりとする。

- (a) 書類審査
書類審査を行う。
- (b) 現場審査
現場審査を行う。ただし、(c) の条件に適合する場合は、省略することができる。
- (c) 現場審査の省略
形式（認定・推奨）の前回申込みのものと今回更新するものとを対比し、次のすべての事項を満足する場合は、現場審査を省略することができる。
 - ①外箱の外形寸法が、同一である場合（寸法を大きくする場合も含む。）
 - ②最大設備容量が、同一である場合
 - ③外箱の構造が、同一である場合
 - ④収納機器、材料、機器の配置、配線状態が同一である場合

7. 個別申込書類の留意事項について

- (1) 個別（認定・推奨）審査申込書（様式2）
 - (a) 「1. 需要家名」欄は、必ず建築物の名称（仮称可）とする。
「需要家名」欄が「～工事」（又は「～殿」）となっている場合は、「～工事」（又は「～殿」）の部分を削除する。
なお、個人名や「(仮称)」の記載がない「～事業」は不可とする。
 - (b) 「7. 機械換気装置」欄は、設備容量が 500kVA 以下の場合、機械換気装置が付いていても「無」の区分とする。（機械換気装置がオプション扱いとなる。）
 - (c) 「8. 設備容量」欄は、高圧引出しのある場合には、その右欄に「(高圧引出し○○kVA)」を記入する。
- (2) 個別（認定・推奨）審査申込理由書（様式2（別紙））
 - (a) 個別申込理由が複数の場合は、該当する番号すべてに○を付ける。
- (3) 申込図面（単線図）には、キュービクルの電源側に関する事項であっても、審査上必要な事項の記入をする。
 - (a) 地中電線路により、キュービクルへの引込みを行い避雷器を省略する場合は、その旨記載する。
 - (b) 電源側に G 付 PAS, G 付 UGS 等が施設してあり、キュービクル内の GR を省略する場合は、その旨記載する。
- (4) 設備不平衡率が 30%を超える場合又は電力需給用計量器を側面に取り付ける場合は、電力会社との協議メモを添付する。

10. (認定・推奨) 年月日について

- (1) 新規機種の認定・推奨年月日は、認定・推奨委員会の開催日とする。
- (2) 更新機種の認定・推奨年月日は、前回の認定・推奨年月日に5年を加えた年月日とする。

11. (認定・推奨) 銘板の発注等について

[認定規約第12条・推奨規約第13条]

- (1) 原則として、毎月第1、第3及び第5木曜日までに、支部から本部へ提出された(認定・推奨)銘板交付依頼書(様式7)に基づいて、製作する。
- (2) (1)の申込みのあった銘板は、原則として翌週の木曜日に本部から支部へ発送する。
- (3) 製造者に分社・継承等が行われ、(認定・推奨)銘板の在庫を保有している場合は、支部と本部で協議し、対応を決める。

12. 長期間在庫として保管している(認定・推奨)銘板の取り扱いについて

- (1) 製造者は、在庫として保管している(認定・推奨)銘板については、1年以内毎に1回、(認定・推奨)銘板管理報告書((例)-7)を支部に提出する。
- (2) 支部は、製造者より(認定・推奨)銘板管理報告書((例)-7)の提出を受けたとき、速やかに本部へ送付する。

(例)-7

(認定・推奨) 銘板管理報告書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本電気協会 御中

会社名

所在地

銘板管理責任者

印

保有している (認定・推奨) 銘板の在庫状況について、下記の通り報告します。

記

(認定・推奨) 番号	銘板交付番号
	～
	～
	～
	～

(備考)

以上

15. 出荷報告書について

[認定規約第18条・推奨規約第19条]

(1) 様式8（別紙）の留意事項

(a) 「（認定・推奨）取得機種の換気装置による区分」が「有」のキュービクルを出荷する場合は、必ず機械換気装置を設置すること。

(b) 「（認定・推奨）取得機種の換気装置による区分」が「無」のキュービクルにおいて、機械換気装置をオプションで設置し出荷した場合は、「出荷したキュービクルの換気装置の有無」欄に「有」と記入する。

（注）上記(b)の場合は、機械換気装置が既取得機種と同一構造であること。

(c) 「需要家名」欄は、原則として建築物の名称（仮称可）とする。

「需要家名」欄が「～工事」（又は「～殿」）となっている場合は、「～工事」（又は「～殿」）の部分を削除する。

なお、個人名や「（仮称）」の記載がない「～事業」は不可とする。

(2) 支部は、製造者より、キュービクル式（非常電源専用・高圧）受電設備出荷報告書（様式8）及び様式8（別紙）の提出を受けたとき、本部に送付する。

16. 本社・製造工場の移転及び住居表示変更、社名の変更等の手続きについて

(1) 本社の移転

製造者は、本社を移転した場合、速やかに本社移転届2通を担当する支部に提出する。

支部は、移転届2通のうち1通を本部に送付する。

なお、本社移転届には、次の事項を記入すること。

(a) 移転前後の本社の所在地

(b) 移転前後の代表者及び連絡担当者

(c) 移転年月日

(d) 移転理由

(2) 製造工場の移転

(a) 製造者は、製造工場を移転した場合、速やかに製造工場移転届2通を、移転前を担当する支部へ提出する。支部は、移転届2通のうち1通を本部に送付する。

工場移転により、担当する支部が変更となった場合、本部は、変更後の支部へ移転届の内容を送付する。

なお、製造工場移転届には、次の事項を記入して必要書類を添付すること。

①移転前後の会社・工場の所在地

②移転前後の代表者及び連絡担当者

③移転年月日

④移転理由

⑤移転先工場に移転する形式（認定・推奨）取得機種の（認定・推奨）番号及び廃止する（認定・推奨）番号

⑥旧地区で発行した銘板の処分

〔（認定・推奨）番号と銘板番号及び処分について記載する。旧地区で発行した銘板は地区別記号が異なるため、新地区では使用不可。〕

⑦移転先の品質管理要綱

(b) 移転先の支部は、製造工場移転後速やかに品質管理検査を行い、移転後の品質管理要綱を確認する。

(3) 製造工場及び本社の住居表示変更

製造者は、製造工場又は本社の住居表示に変更があった場合、速やかに（製造工場・本社）の住居表示変更届2通を担当する支部に提出する。支部は、移転届2通のうち1通を本部に送付する。

なお、（製造工場・本社）の住居表示変更届には、次の事項を記入すること。（「製造工場・本社」の箇所は、該当する方を○で囲む。）

- (a) 住居表示変更前後の製造工場又は本社の所在地
- (b) 住居表示変更前後の代表者及び連絡担当者
- (c) 変更年月日
- (d) 変更理由

(4) 社名の変更

製造者は、社名に変更があった場合、速やかに社名の変更届2通を担当する支部に提出する。支部は、変更届けの2通のうち1通を本部に送付する。

なお、社名の変更届には、次の事項を記入し必要書類を添付すること。

- (a) 新旧の社名（工場名）
- (b) 新旧の工場の所在地
- (c) 変更年月日
- (d) 変更理由
- (e) 変更後の品質管理要綱
- (f) 変更前後の銘板（告示7号・JIS）の図面

（注）分社・継承等に伴う社名変更の場合、製造者は支部と協議すること。

(5) 代表者及び連絡担当者の交代

製造者は、代表者又は連絡担当者に交代があった場合、速やかに（代表者・連絡担当者）交代届2通を担当する支部に提出する。支部は、交代届2通のうち1通を本部に送付する。

なお、（代表者・連絡担当者）交代届には、次の事項を記入し必要書類を添付すること。（「代表者・連絡担当者」の箇所は、該当する方を○で囲む。）

- (a) 新旧の代表者又は連絡担当者
 - (b) 交代年月日
 - (c) 交代理由
 - (d) 変更後の品質管理要綱
- (6) 届出様式例

製造工場の移転届等は、(例)－8から(例)－12に示す。

- (例)－8 本社移転届
- (例)－9 製造工場移転届
- (例)－10 (製造工場・本社) の住居変更届
- (例)－11 社名の変更届
- (例)－12 (代表者・連絡担当者)交代届

(例) - 8

本社移転届

平成 年 月 日

一般社団法人 日本電気協会会長 殿

会社名
所在地
(工場名)
電話番号
代表者 印

下記の通り、本社を移転いたしましたので届けます。

記

	変更前	変更後
所在地		
代表者名		
連絡担当者		
移転年月日		
移転理由		

(備考)

以上

(例) -9

製造工場移転届

平成 年 月 日

一般社団法人 日本電気協会会長 殿

会社名
所在地
(工場名)
電話番号
代表者

印

下記の通り、製造工場を移転いたしましたので届けます。

記

	移 転 前	移 転 後
所 在 地		
代 表 者 名		
連 絡 担 当 者		
移 転 年 月 日		
移 転 理 由		
移転先工場に移転する 形式取得番号		
移転に伴って廃止する 形式取得番号		
旧地区で交付された 銘板の処分		
移転先の品質管理要綱		

(添付書類)

以 上

(例) - 10

(製造工場・本社) の住居表示変更届

平成 年 月 日

一般社団法人 日本電気協会会長 殿

会社名
所在地
(工場名)
電話番号
代表者 印

下記の通り, (製造工場・本社) の住居表示が変更いたしましたので届けます。

記

	変更前	変更後
所在地		
代表者名		
連絡担当者		
変更年月日		
変更理由		

(備考)

以上

(例) - 11

社名の変更届

平成 年 月 日

一般社団法人 日本電気協会会長 殿

会社名
所在地
(工場名)
電話番号
代表者 印

下記の通り、社名を変更いたしましたので届けます。

記

	変更前	変更後
社名 (工場名)		
所在地		
変更年月日		
変更理由		
変更後の品質管理要綱		

(添付書類)

以上

(例) - 12

(代表者・連絡担当者) 交代届

平成 年 月 日

一般社団法人 日本電気協会会長 殿

会社名
所在地
(工場名)
電話番号
代表者 印

下記の通り、(代表者・連絡担当者) を変更いたしましたので届けます。

記

	変更前	変更後
代表者・連絡担当者		
交代年月日		
交代理由		
変更後の品質管理要綱		

(添付書類)

以上

17. 社名の変更に伴う（認定書・推奨書）の再交付手続きについて

社名の変更により，製造者から（認定書・推奨書）の再交付依頼があった場合，以下により（認定書・推奨書）の再交付を行う。

(1) 再交付する（認定書・推奨書）は，様式4の更新日等の下部に「平成〇〇年〇〇月〇〇日再交付」を付記した様式とする。

(2) 再交付する（認定書・推奨書）は，旧（認定書・推奨書）と交換する。

なお，（認定書・推奨書）再交付依頼書（(例)－13）には，次の事項を記入すること。

(a) 新旧の社名（工場名）

(b) 変更年月日

(c) 形式（認定・推奨）有効機種の（認定・推奨）番号

(例) - 13

(認定書・推奨書) 再交付依頼書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本電気協会会長 殿

会社名
所在地
(工場名)
電話番号
代表者 印

下記の通り、社名を変更いたしましたので、(認定書・推奨書)の再交付をお願いします。

記

	変更前	変更後
社名 (工場名)		
変更年月日		
形式(認定・推奨) 有効機種番号		

以上

18. (認定・推奨) 取得製造者の分社・継承等に伴う手続きについて

[認定規約第23条・推奨規約第24条]

支部は、(認定・推奨) 取得製造者に分社・継承等が行われた場合の手続きについて、事前に本部と協議すること。

19. 新規参入製造者について

新規参入製造者は、形式(認定・推奨) 申込み又は個別(認定・推奨) 申込みを行う場合、次の条件を満たすこと。

- (1) キュービクル(高圧受電設備)の製造実績がある。
- (2) 品質管理体系が確立している。

20. 手数料について

[認定規約第15条・推奨規約第16条]

[認定関係手数料規程・推奨関係手数料規程]

- (1) 製造者が支払う手数料は、下記の通り取り扱う。
 - (a) 形式(認定・推奨) 審査、個別(認定・推奨) 審査、一部変更審査、形式(認定・推奨) 再審査及び個別(認定・推奨) 再審査について
 - ① 手数料の納付は、原則として審査申込書の提出時に行う。
 - ② 審査員の旅費等については、日本電気協会旅費規程に基づく実費を納入するものとする。
 - ③ 2名以上で審査を実施する場合、製造者への旅費・交通費の請求は1名分とする。ただし、製造者側の都合(製造者側の納期の関係で現場審査を早く終わらせる必要がある場合等)により審査員が2名以上で対応しなければならない場合、旅費・交通費の請求はその人数分とする。
 - ④ 個別認定審査手数料は、現在有効な形式認定機種を取得している場合、受電設備容量等の区分が同一でなくても「形式認定を取得している製造者の場合」の手数料を適用する。
 - (b) 製造者が(1)(a)の申込み後にキャンセルした場合の手数料について
 - ① 審査員による書類審査時に製造者がキャンセルした場合、製造者は、基本手数料を支払うこと。
 - ② 審査員による現場審査時に製造者がキャンセルした場合、製造者は、基本手数料、現場審査手数料、旅費等を支払うこと。

③①の審査員による書類審査が行われる前に製造者がキャンセルした場合、手数料は、支払う必要はない。